

衆議院内閣委員会ニュース

平成 20.5.21 第 169 回国会第 17 号

5月21日、第17回の委員会が開かれました。

1 国家公務員制度改革基本法案(内閣提出第75号)

- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
- ・渡辺国務大臣(行政改革担当、公務員制度改革担当大臣)、大野内閣官房副長官、江渡防衛副大臣、秋葉総務大臣政務官、宮下財務大臣政務官、谷人事院総裁、会計検査院当局及び政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者及び主な質疑内容)

細野 豪志君(民主)

- ・いわゆる「日の丸官僚」の創設について渡辺国務大臣は発言してきているが、あらためて渡辺国務大臣の決意について伺いたい。
- ・各府省の縦割り行政を解消し、府省に対する帰属意識をなくす等若手官僚の意識変革が必要であると考え、渡辺国務大臣の考えをお聞きしたい。
- ・本法律案第9条で定める職員の倫理の確立及び信賞必罰の趣旨に沿って国家賠償法に基づく求償権の行使に加えて、「予算執行職員等の責任に関する法律」に準じた規定を追加する必要があると考えが如何か。
- ・農林水産省においては、事務次官等の何れもの渡りの実態があるが、改正国家公務員法の経過措置期間において各府省が引き続き「渡り」のあっせんを行うことはできるのか。

佐々木 隆博君(民主)

- ・公務員の不祥事が相次ぐ中、国民の信頼を回復することが必要である。本法律案第1条にある「職員が...国民の立場に立ち...職務を遂行」するようにするために、具体的にどういった施策を考えているのか。
- ・人事評価を実施するに当たり、評価する側も評価される側も準備不足なのではないか。また、被評価者が納得できる評価制度とするために、評価基準の明確化等の措置が必要ではないか。
- ・協約締結権の付与について、本法律案の第2条(基本理念)に明記する必要があるのではないか。また、このことについて、1年程度で措置を講ずるべきと考え、渡辺国務大臣の決意を伺いたい。

吉良 州司君(民主)

- ・国家公務員として、高い志やモラル・モラールを持ち、国家及び国民のために奉仕する人物が求められるが、渡

辺国務大臣が考える優秀な人材像を伺いたい。また、そのような人材をどのように採用していくのかを伺いたい。

- ・官民人材交流によって民間で勤務する者の人事評価は、誰が行うのか。また、民間における人事評価はその後のキャリアにどの程度結びつくことが想定されているのか。
- ・幹部職員が内閣人事庁及び各府省に所属することについて、現実的にはどうしても各府省に本籍地があるという認識が生じてしまうおそれがあるが、これに対してどのように考えるか。またそのような弊害が生じた時にどのように対応するのか。

塩川 鉄也君(共産)

- ・官民人材交流における民間企業のメリットは何か。また官民人材交流の促進により、官と人事交流している特定の民間企業との癒着が拡大される恐れはないのか。
- ・内閣府規制改革推進室の事務局体制はどうなっているのか。室員のうち、民間から来ている者の役職、その役所における相当職及び採用方法はどうか。また現在の事務局体制に対する渡辺国務大臣の所感を伺いたい。
- ・政官接触規制の意義について渡辺国務大臣の所感を伺いたい。これは官僚側のロビーイングを規制する趣旨か。

木原 誠二君(自民)

- ・本法律案における「政治主導」及び「あるべき公務員像」についての渡辺国務大臣の所感を伺いたい。
- ・国家戦略スタッフの意義と規模を伺いたい。また、意欲と能力のある人材を民からのみなく官からも公募する意義について渡辺国務大臣の所感を伺いたい。
- ・国会議員から国家公務員に対する接触のルールについても設ける必要があると考え、渡辺国務大臣の所感を伺いたい。

榎屋敬悟君（公明）

- ・本法案の意義と渡辺国務大臣の決意を伺いたい。
- ・渡辺国務大臣は本法案の意義を真の議院内閣制への移行を目指すことと述べているが、それは現在、政治家が官僚に負けていることを意味するのではないか。そもそも政治家自身に力がなければならぬと思うが、渡辺国務大臣は役人を使いこなしているのか。政官接触の制限は、官僚に負けている政治家の言い分を反映させたものではないか。渡辺国務大臣の所見を伺いたい。
- ・欧米諸国と比べると水準が低い、我が国の公務員の定年年齢と年金額について、渡辺国務大臣の所見を伺いたい。

武正公一君（民主）

- ・独立行政法人国立病院機構において落札率 100%の契約があることや、株式会社山田洋行の契約額の半分が過払いであったこと等を踏まえ、契約の在り方を含めた公務員制度改革を進める必要があると考えるがいかがか。
- ・国家賠償法に基づく求償権や、予算執行責任法に基づく弁償について、その要件である公務員の「重大な過失」を「過失」に改める必要があると考えるがいかがか。
- ・政官接触の集中管理の規定を設ける前に、「政・官の在り方」（平成 14 年 7 月閣僚懇談会申合せ）の内容を見直すべきではないか。

2 株式会社地域力再生機構法案（内閣提出第 14 号）

- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

川内博史君（民主）

- ・「政・官の在り方」（平成 14 年 7 月閣僚懇談会申合せ）に基づく大臣への報告の要件に該当しない国会議員からの要請の存否について渡辺国務大臣の認識を伺いたい。また、こうした要請があった場合の各府省における対応方針について政府全体の調査を行う必要があるのではないか。
- ・労働基本権について、本法律案第 12 条の「検討」とは、協約締結権を付与する方向との解釈でよいのか。
- ・国の契約先企業等への国家公務員の再就職状況に関して、本年 4 月 15 日の経済財政諮問会議における民間提案の内容を参考に更なる情報開示を進めるべきではないか。